

筑後市校務用 PC・ネットワーク等整備事業（賃貸借）
プロポーザル実施要領

1 件名

筑後市校務用 PC・ネットワーク等整備事業（賃貸借）

2 リース予定期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（5 年間）

3 業務履行場所

筑後市内すべての小中学校

4 見積上限額（税込）

250,000,000 円

5 実施形式

公募型プロポーザル方式を採用する。

6 事業内容

- (1) ゼロトラスト環境に対応した教職員用 PC350 台を同一機種かつ未使用にて調達すること。
- (2) 全体で 100TB 以上のクラウドストレージを備えたゼロトラスト環境を構築すること。

7 教職員用 PC 及びゼロトラスト環境等の概要

別紙仕様書のとおりとする。

8 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本的事項

- ①プロポーザル方式により契約しようとする業務の実施年度における筑後市指名競争入札参加資格者名簿へ登録されていること。または、契約しようとする業務と同等の業務実績を有し、十分な業務遂行能力を有すると認められること。この場合、別に定める提出書類により資格審査を行うものとする。
- ②筑後市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ④指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2) 業務遂行能力

①過去5年以内に地方公共団体におけるPC納品実績及びゼロトラスト環境の構築実績があること。

②福岡県内に本社または営業所を有し、当市と速やかに連絡および調整が取れること。

(3) 信用状況

国税・都道府県民税・市区町村民税の滞納がないこと。

9 参加申込書の提出

参加を希望する業者は、令和7年4月14日（月）17時までに、参加申込書（様式第1号）を筑後市教育委員会教育総務課へ電子メールにより提出すること。

10 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領、仕様書等に関する質問は下記により行うこととする。電話または口頭による質問、及び提出期限以降の質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時

(3) 提出方法

電子メールによる。

(4) 回答

参加申込書の提出業者全員に、電子メールにて随時回答を送付する。なお、口頭による回答は行わない。

11 提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第7号）

②添付書類一式

(2) 提出方法

提出書類一式を次のとおりPDFデータにまとめたうえで、筑後市教育委員会教育総務課へ電子メールにより提出すること。

【提出データとりまとめ例】

①企画提案書提出届（様式第7号）

- ②企画提案書（任意様式）
 - ③業務実施体制（様式第8号）
 - ④業務工程表（任意様式）
 - ⑤提案見積書（様式第9号）
 - ⑥機能要件一覧表（様式第10号）
- (3) 提出期限
令和7年5月14日（水）17時必着

12 提案書の内容

応募業者が提出する提案書の内容は、仕様書に定める諸要件に基づき、次のとおりとする。

- (1) 事業スケジュール
- (2) 仕様書に定める諸要件について
 - ① NW 環境整備
 - ② ゼロトラスト環境整備
 - ③ 端末整備
 - ④ NW アセスメント
 - ⑤ 構築にかかる体制
 - ⑥ 保守要件
 - ⑦ その他（説明会・データ移行・廃棄）
- (3) 独自提案
仕様書に定める要件以外に、本市にとって有益性のある独自提案があれば記載すること。
（例：PC 予備機の追加等）
- (4) 企画提案書の規格等
 - ①文字の大きさは11ポイント以上とする。（図表は除く）
 - ②企画提案書は図表等も含めて30ページ以内とする。（表紙、目次はページ数に含まない。）
 - ③文章で簡潔にまとめること。文章補完のための写真、イラストの使用は可とする。
 - ④事業者を判別できる記載をしないこと。（企業名、ロゴ等）

13 留意事項

- (1) 失格または無効
次のいずれかに該当する場合は、失格または無効にすることができる。
 - ①提出期限を過ぎて提案書が提出された場合。
 - ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
 - ③見積上限額を超える見積金額で提案された場合。
 - ④プロポーザル審査委員に直接間接を問わず、接触を求めた場合。
 - ⑤参加表明書を提出した者で、参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
 - ⑥その他、審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合。

- ⑦その他、市が指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数提案の禁止
同一業者が複数の提案を提出することはできないものとする。
- (3) 参加辞退
参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により行うものとする。
- (4) 提出された提案書や見積書等は返却しないものとする。
- (5) 提出された提案書は、本件の選考以外に無断で使用することはないが、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 審査結果に関する異議の申立てはできないものとする。
- (7) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する費用一切は、参加者の負担とする。

14 選定方法

選定方法は次のとおりとする。

- (1) 第1次審査（書類審査）
提案書等提出書類をもとに書類審査を行い、第2次審査に進む上位3社程度を選考する。
審査結果は、令和7年5月20日中に電子メールにて通知する。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
審査委員会によるプレゼンテーション審査により評価を行い、第1次審査と第2次審査の合計点により契約候補者を選定する。
 - ①プレゼンテーションの実施予定日は令和7年5月28日（水）とし、場所や時間帯の詳細は第1次審査通過者に後日通知する。
 - ②プレゼンテーション参加者は1社3名までとする。説明者は、本件を実際に担当する者を主とすること。
 - ③説明に際し使用できるものは、提案書のみとし、追加資料は受理しない。なお、備え付けの大型モニターを利用することができるが、PC接続等のセッティング作業は各事業者の責任において行うこと。
 - ④プレゼンテーション時には会社名の入った名札等は使用せず、会社名を伏せて行うこと。
 - ⑤プレゼンテーションは1社につき25分以内とし、10分程度の質疑応答の時間を設ける。
 - ⑥プレゼンテーションの順番は、提案書等提出届が提出された際に、事務局がくじ引きを行い決定する。事業者が直接くじ引きを行いたい場合は、別途申し出ること。
- (3) 第1次審査及び第2次審査の合計点（1,000点満点：200点×審査員5名）が最も高い者を最優秀者として契約の相手方の候補者として選定する。また次点の者を順位第2位の候補者とし、最優秀者との契約が不調となった場合には、次点の者と交渉を行う。
- (4) 審査結果は、第2次審査の参加者全てに、令和7年5月末日までに電子メールにて通知する。

※評価基準及び配点

区分	評価項目	配点
企画提案書 機能要件評価	NW 環境整備	8 点
	ゼロトラスト環境整備	15 点
	端末整備	8 点
	保守要件	9 点
	構築スケジュール	6 点
	その他（追加提案・業務実績等）	14 点
	機能要件一覧表	60 点
第 1 次審査 小計		120 点
プレゼンテーション	プレゼンテーション・質疑応答	50 点
見積書	見積額の相対評価	10 点
総合評価	総合評価	20 点
第 2 次審査 小計		80 点
合 計		200 点

15 賃貸借契約

- (1) 採用された提案書をもとに、前項における最優秀者と契約締結に向けての進めるものとする。
- (2) 受託候補者の辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約締結の進めるものとする。

16 スケジュール

別紙のとおり

17 情報公開

提出された提案書等は、筑後市情報公開条例（平成 14 年 6 月 25 日条例第 29 号）に基づき、個人情報・法人情報等を除き公開の対象となる。

18 問合せ・提出先

筑後市役所 筑後市教育委員会 教育総務課（担当：長野）

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

電話 0942-53-4117（直通） F A X 0942-54-0336

E-mail kyouikusoumu@city.chikugo.lg.jp（教育総務課代表）